

「道の駅 阿久根」に関する覚書

建設省 九州地方建設局 鹿児島国道工事事務所長（以下「甲」という。）と阿久根市長（以下「乙」という。）とは、安全で快適な道路環境の形成及び地域の振興に努めるため、一般国道3号鹿児島県阿久根市大川地先に設置する「道の駅 阿久根」（以下「道の駅」という。）の維持管理について、次のとおり覚書を締結する。

（覚書の位置及び範囲）

第1条 本覚書の対象となる「道の駅」の位置及び範囲は、別添図－1（位置図、範囲図）のとおりとする。

（財産の帰属）

第2条 「道の駅」の財産区分は、別添図－2のとおりとする。

（維持管理の区分）

第3条 「道の駅」の維持管理は、次の区分によるものとする。

1. 甲に帰属する「道の駅」に関して、その構造に影響を与えない範囲で、日常の清掃等の軽易な維持管理は乙が行うものとし、その他のものは甲が行う。
2. 乙に帰属する「道の駅」の維持管理は全て乙が行うものとする。
3. 1、2項で定めるもの以外は別紙「施設の維持管理区分」によるものとする。

（維持管理費の負担）

第4条 「道の駅」の維持管理に要する費用は、前条の維持管理区分により負担するものとする。

（施設の損傷）

第5条 乙は、甲に帰属する「道の駅」の損傷及び滅失を発見したときは、直ちに甲に報告するものとし、甲、乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。
ただし、管理上危険が予想される場合は、「道の駅」管理者が応急措置をして、事後報告するものとする。

（覚書に関する疑義）

第6条 覚書に定めない事項又は、本覚書に疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

付 則

（施行期日）

この覚書は、「道の駅」の供用をもって施行する。

本覚書の証として、覚書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 8年 3月22日

甲：建設省九州地方建設局鹿児島国道工事事務所長 中村 稔



乙：阿久根市長

新戸勝記



施設の維持管理区分

項 目	鹿 児 島 国 道 工 事 務 所	阿 久 根 市
1. 清 掃 等	(1) 排水溝、集水樹の土砂の除去 (2) 標識・照明ポール・防護柵の清掃	(1) ゴミ及び空缶、空き瓶等容器の回収並びにこれらの処理。 (2) トイレ、総合案内所の清掃及び管理。 「トイレトペーパーの交換を含む」 (3) 清掃等に必要な雑器材。 (4) 浄化槽の維持管理及び清掃。 (5) 浄化槽の法定点検。
2. 植栽帯の管理	(1) 樹木、生垣等の選定・病害虫の駆除。 (伐根除草を除く) (2) 植栽帯の枯補植。	(1) 植栽帯の散水、及び、それに必要な雑器材。 (2) 日常的な植栽帯の除草。
3. 電気・水道料等	(1) 屋外照明灯の電気料 (2) トイレ、総合案内所の電気料	(1) 道の駅全体の水道料
4. 施設（駐車場・照明灯）の修理	(1) 維持管理を行う。ただし、乙が行うものは除く (2) 浄化槽の大規模な修理・更新。	(1) 緊急を要する故障等の応急修理。 (2) トイレ、総合案内所の軽微な処理及び管路類の交換と費用。